

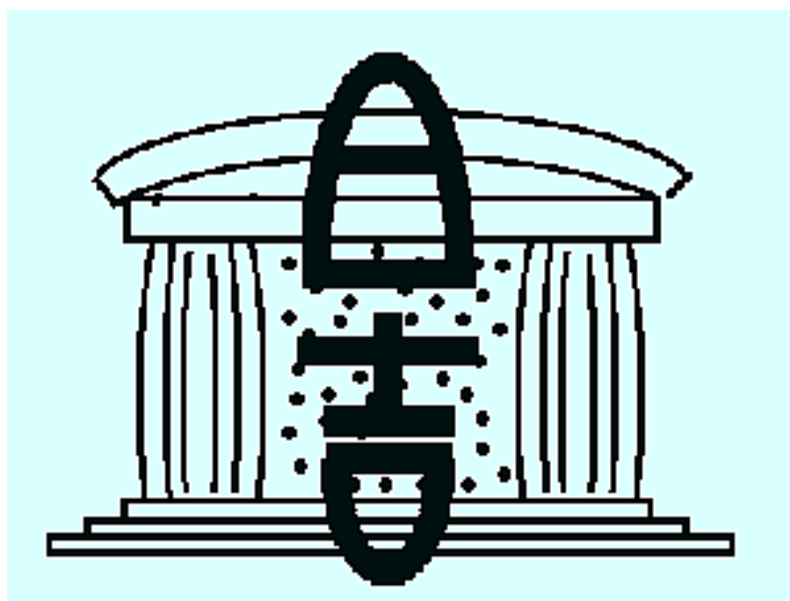
学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月 策定

平成30年 2月 改定

いじめを許さない学校風土の確立

～誰もが笑顔で学校生活を送るために～



横浜市立日吉台中学校

「1」いじめ防止に向けた学校の考え方

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校作りを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者・地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長・校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

「2」【横浜市立日吉台中学校いじめ防止基本方針】

日吉台中学校いじめ防止基本方針

【いじめを許さない学校風土の確立～誰もが笑顔で学校生活を送るために～】

いじめの根絶を目指すためには、学校としていじめは絶対に許さないという風土を確立する必要性があります。いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、いじめ根絶を全面に掲げ組織的に取り組んでいくことを宣言します。

◎学校の教育活動を通じて、「だれもが、安心して、豊かに学校生活をおくることができる学校」をつくります。笑顔あふれる特色ある学校づくりにおいて、自主性・協調性を身に付けた生徒を育てます。【生徒が主役の魅力ある学校】

◎生徒からの信頼関係を基盤とした学校づくりを目指します。相談活動の充実を図るなど、生徒とのふれあいを重視し一人ひとりの生徒に厚く寄り添うことを実践していきます。また、情報の共有化を図り、チームとして組織的な取り組みを行います。【一人ひとりの子どもを大切に作る学校】

◎いじめを未然に防止するために、学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを継続的に取組ます。「相互理解・思いやり・豊かな心」を育むことを実践していきます。【道徳教育・人権教育の充実】

◎「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施や「教育相談」を充実させ、子どもたちの様子や行動を把握し早期に発見、早期解決を適切に図っていきます。また、「いじめを絶対に許さない」ことを前提に、迅速に対応します。必要に応じて、関係機関と連携を図り対処します。

【いじめの早期発見と迅速な対応、機関連携】

◎保護者の理解と信頼を得られる学校を目指します。学校と家庭が協力関係を構築し、子どもたちの様子や行動を把握します。情報交換・情報共有をきちんと行い、子どもたちの笑顔あふれる学校生活を支援します。【保護者ととともに歩む学校】

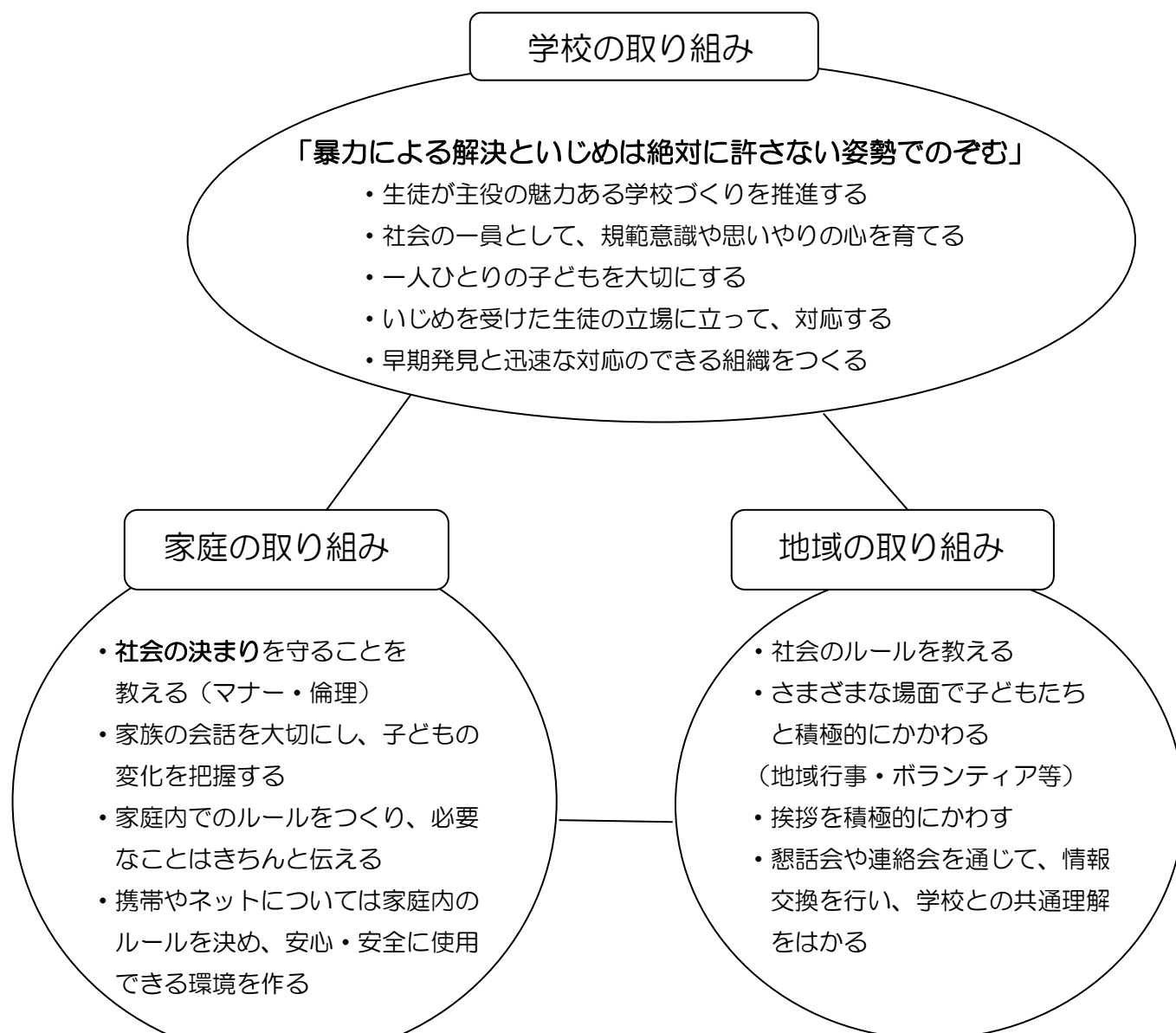
◎地域の理解と信頼を得られる学校を目指します。「台中づくり懇話会」や「学校・家庭・地域連携事業」などで地域からの声を積極的に受信し、地域との連携をより一層推進します。情報交換・情報共有をきちんと行い、子どもたちの健全育成を推進します。【地域のなかの学校】

～チーム日吉台（学校・家庭・地域）で取り組もう～

いじめを許さない学校風土の確立

誰もが笑顔で学校生活を送るために

いじめの根絶を目指すためには、子どもの健全育成にかかわる大人たちが共通の価値観（教育観・指導観）で子どもを見守ることが大切だと考えます。日吉台中学校のすべての子どもたちが安心して豊かな学校生活を送り、そしてどのような大人に成長していくかは私たち大人の責任です。学校・家庭・地域、それぞれができることを確認し合い、日吉台中学校の子どもたちの健やかな成長を支えていきましょう。



委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・生活指導部長・養護教諭
※ 必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める

委員会の運営

常設とし、月1回以上、定期的に行う。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催し、校長を中心に学校として組織的な対応方針を決定する。会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

委員会の活動内容

- ①未然防止 ・学校基本方針に基づく取組の実施や計画の作成の際の中核的役割
- ②早期発見 ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集・記録、共有を行う役割
- 事案対処 ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
・いじめを受けた生徒の立場に立って、指導や支援体制・対応方針を決定する。
- ③取組検証 ・必要に応じて、学校基本方針の策定や計画の見直しを行うチェック機能を担う。

「4」 <いじめの未然防止、早期発見・事案対処>

①【いじめの未然防止】

- 「いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、道徳教育や人権教育を充実させ、子どもたちの人権感覚や規範意識を育てる。
- 学級活動や生徒会活動等の自主的な活動を通じて、いじめ問題に対する意識の醸成や心豊かで温かい人間関係づくりができるようにする。
- ネットいじめを未然に防止していくために、インターネットの正しい利用方法など情報教育の充実をはかる。

②【いじめの早期発見】

- 「いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われること」を認識し、教育相談活動を充実させ、子どもたちの心に厚く寄り添うことを大切にする。
- いじめ解決一斉キャンペーンや生活調査アンケートを実施し、子どもたちの様子や行動を把握する。
- いじめ問題については校長をリーダーに全職員で組織的な対応をはかる。
- 研修会等を通じて、教職員自らの人権意識を高め、教職員の資質向上に努める。

③【いじめに対する措置】

- 「いじめの疑いがあった段階」で、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校として組織的に対応にあたる。
- いじめ防止対策委員会で情報を共有し、校長を中心に組織的な対応方針を決定、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- 被害生徒及び保護者への支援。加害生徒及び保護者への指導・支援を組織的に行う。
- 事案によっては、警察署等関係機関との連携も積極的に行う。

④【いじめの解消】

- 「いじめの解消」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 上記、要件が満たされるよう被害生徒だけでなく関係生徒に関しても、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に指導・見守りにあたる。

⑤【教職員等への研修】

- 教師一人ひとりが専門家による生徒理解研修を受講し、思春期や発達に関する理解を深めていく。
そして、授業や学級、部活動を通じた生徒の自尊感情や自己有用感の向上、受容力の高い集団づくりを進めていく。

⑥【保護者&地域連携・機関連携の視点】

- 個別面談を行い保護者との情報交換・共通認識をはかる。
- 懇話会や連絡会を活用し、子どもたちについての情報交換・共通認識をはかる。
- 必要に応じて警察署や児童相談所等の関係機関や専門機関と連携をはかり、事案に対応する。

⑦【取組の年間計画】

月	取り組み内容	
4月	年間計画と引継ぎの確認、いじめの定義・生徒理解研修、教育相談アンケートの実施①、教育相談①	保護者説明会、学年集会 生徒指導研修会
5月	日吉台中学校ブロック小・中学校専任会①	
6月		学校家庭地域連絡協議会①
7月	横浜子ども会議（日吉台中学校ブロックでの話し合い）	保護者面談①（全学年）
8月	教育相談アンケートの実施②、教育相談②	
9月	横浜こども会議（港北区内小・中・高での話し合い）	
10月		保護者面談（3年生のみ）
11月	日吉台中学校ブロック小・中学校専任会②	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン	保護者面談②（全学年）
1月	教育相談③	
2月	日吉台中学校ブロック小・中学校専任会③	新入生保護者説明会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	学校家庭地域連絡協議会②
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

「5」重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

「6」いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。